

# 令和3年及び令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果 資料 1

- 計画策定等については、地方公共団体において、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要しているとの状況から、令和3年及び令和4年において、重点募集テーマとして取り扱った。
- 令和3年においては29件、令和4年においては64件の提案を、関係府省との間で調整を行った。
- 2年間の提案に係る対応を分類すると以下のとおり。

計画策定等に関する案件の対応の分類	令和4年	令和3年	計
1 計画等そのものを廃止するもの	1	0	1
2 計画等の義務付け等について緩和するもの	4	2	6
3 他の計画と一体化、統合策定又は他の手段と代替することを可能とするもの（明確化を含む）	23	5	28
4 策定等に係る手続（認定、協議等）について見直すもの	11	6	17
5 記載事項について見直すもの	9	4	13
6 期間の設定について見直すもの	2	4	6
7 計画等の策定に係る支援等の充実を図るもの	11	5	16
8 見直しについて引続き検討を行うもの	14	4	18

※一つの事項に複数の内容が含まれているため、合計は各年の重点事項数と同一にならない。

# 令和4年の計画策定等に関する提案の対応の例

## 1 計画等そのものを廃止するもの

- ・公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

## 2 計画等の義務付け等について緩和するもの

- ・地域国際化協会の認定における地域国際交流推進大綱への位置付け要件の廃止

## 3 他の計画と一体化、統合策定又は他の手段と代替することを可能とするもの（明確化を含む）

- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ・医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化

## 4 策定等に係る手続（認定、協議等）について見直すもの

- ・地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し

## 5 記載事項について見直すもの

- ・空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

## 6 期間の設定について見直すもの

- ・地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画の提出時期の見直し

## 7 計画等の策定に係る支援等の充実を図るもの

- ・文化財保存活用地域計画策定に係る事務負担の軽減のための支援

# 令和3年重点募集テーマ「計画策定等」の対応状況

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
4	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し (子ども・子育て支援法) (管理番号：158)</p>	<p>兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知した。 また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知した。</p>
12	<p>都道府県献血推進計画の策定義務の廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律) (管理番号：128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>都道府県献血推進計画については、令和4年度薬事・食品衛生審議会血液事業部会献血推進調査会において、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等を検討するに当たり、都道府県の担当者からの報告及びそれを踏まえた質疑応答等を実施した。引き続き同調査会において検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。 また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知した。</p>

# 令和3年重点募集テーマ「計画策定等」の対応状況

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
13	<p><b>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等</b>                      (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法)</p> <p>(管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市                      (内閣府、厚生労働省)</p>	<p><b>【内閣府】</b>                      国が策定する障害者基本計画については、第71回障害者政策委員会（令和4年10月5日開催）において議論を行った結果、政策課題への迅速な対応が必要であること等から、計画期間を5年間で据え置くこととする一方、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である旨を、地方公共団体へ通知する。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>                      障害福祉計画及び障害児福祉計画については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間について、令和4年1月に障害（児）福祉計画の期間に関する地方公共団体向けのアンケートを実施し、その結果も踏まえて、令和4年6月に開催した第132回社会保障審議会障害者部会において、「…計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか」等の論点を提示したところ。引き続き検討を行い、令和4年中に結論を得る。</li> <li>・記載内容について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針の策定の際に、簡素化する方向で検討中。引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得る。</li> <li>・基本指針の改正は、令和4年度中に行い、地方公共団体に送付する。「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&amp;A」は、円滑な計画作成に資するよう、地方公共団体の計画策定状況を踏まえて令和5年度の早期に地方公共団体へ送付する。</li> </ul>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
14	<p><b>市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し</b> (介護保険法)</p> <p>(管理番号：216)</p>	<p>苫小牧市 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険事業計画については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
15	<p><b>脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援</b> (環境基本法、気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)</p> <p>(管理番号：219, 39, 38)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県／茅ヶ崎市 (環境省)</p>	<p>(各計画の統合について) 地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画は、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p> <p>(地域気候変動適応計画について) 国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化するなど、地方公共団体の事務負担軽減のため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>(地方公共団体実行計画について) 国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すなど、地方公共団体実行計画の検討に資するよう地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
16	<p><b>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止</b>  (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)  (管理番号：65)</p>	<p>岐阜県  (環境省)</p>	<p>都道府県分別収集促進計画については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>
17	<p><b>鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し</b>  (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)  (管理番号：163, 164)</p>	<p>埼玉県  (環境省)</p>	<p>(鳥獣管理に関する計画の統合等について)  指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に令和3年中に通知する。  指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。</p> <p>(鳥獣管理に関する計画の策定手続について)  管理計画を策定するに当たり自然環境保全法51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていることについては、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。</p>
27	<p><b>農村地域産業等導入基本計画の廃止等</b>  (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)  (管理番号：218)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合  (農林水産省)</p>	<p>都道府県が策定できる農村地域への産業の導入に関する基本計画において、都道府県における計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、計画の記載事項に係る見直しを行う。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
28	<b>土地改良法に基づき市町村が定める 応急工事計画に係る議会議決を不要 とする見直し</b> (土地改良法)  (管理番号：213)	那須塩原市、さくら市、 高根沢町 (農林水産省)	市町村が災害等のため急速に行う土地改良事業について、当該事業の応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。
29	<b>地籍調査における事業計画の変更手 続の廃止等の見直し</b> (国土調査法)  (管理番号：220, 212)	鳥取県、滋賀県、京都 府、京都市、大阪府、 堺市、兵庫県、和歌山 県、徳島県、関西広域 連合／那須塩原市、栃 木県、佐野市、さくら 市、那須烏山市、高根 沢町 (法務省、国土交通 省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地籍調査事業の実施に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画の変更手続について、令和3年度中に国土調査事業事務取扱要領を改正し、廃止する。</li> <li>② 地籍調査の円滑な実施を図るため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を法務局等及び地方公共団体に令和3年度中に通知する。 当該通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図る。</li> </ol>
30	<b>下水道法に基づく計画の変更手続等 の見直し</b> (下水道法)  (管理番号：35, 106)	石川県／熊本市 (国土交通省、環境 省)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更については、以下の措置を講ずる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川等についての国土交通大臣への協議について、届出とする。</li> <li>・ 二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川等に係る記載について、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。</li> <li>・ 流域別下水道総合整備計画に係る河川関係の検討について、様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。</li> </ul> </li> <li>② 公共下水道の事業計画に係る変更手続について、予定処理区域のみの変更で、既存の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない場合は、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</li> </ol>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
31	<p>都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住生活基本法)</p> <p>(管理番号：165)</p>	<p>埼玉県 (国土交通省)</p>	<p>都道府県賃貸住宅供給促進計画について、住生活基本計画と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化する。 実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
32	<p>地方創生関係の計画の整理・合理化 (まち・ひと・しごと創生法、地域再生法)</p> <p>(管理番号：155, 156, 75, 120, 133, 161)</p>	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／岡山市／京都市／岡山県、中国地方知事会／徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)</p>	<p>地方版総合戦略については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう手引きを改定し、地方公共団体に通知した。 地域再生計画及び実施計画等(※)については、令和5年度事業に係る申請から、様式の一体化や記載事項の見直し等を行う予定。 同計画の審査について、令和4年度から地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国の審査担当間の連携強化を図った。提出窓口については、令和5年度事業に係る申請から一本化する予定。 同計画の提出期限について、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限をずらす見直しを行った。</p> <p>※「実施計画等」= 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画</p>



	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
33	<p><b>地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定</b> (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号：204)</p>	<p>愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 (消費者庁)</p>	<p>地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととした。</p> <p>地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>国の消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。</p>

# 令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応状況

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
19	<p><b>過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画について一体的策定を可能とすること及び過疎地域持続的発展市町村計画策定に係る議会の議決手続の見直し等</b> (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)</p> <p>(管理番号 2・14・166)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県／兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高山市 (総務省)</p>	<p>過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</p>
20	<p><b>地域公共交通計画等に係る手続の見直し</b> (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)</p> <p>(管理番号 3・263)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合／神戸市 (国土交通省)</p>	<p>地域公共交通利便増進実施計画については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
21	<p><b>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止</b>            (建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律)            (管理番号4)</p>	<p>鳥取県、兵庫県、全国知事会            (厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</li> <li>・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。</li> <li>・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>
22	<p><b>総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止</b>            (総合保養地域整備法)            (管理番号5)</p>	<p>鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会            (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
23	<p><b>地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化</b> (地震防災対策特別措置法)</p> <p>(管理番号6・170)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、兵庫県、徳島県、京都市、堺市、全国知事会、中国地方知事会／全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (内閣府)</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」という。）については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化地域計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</li> <li>・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</li> <li>・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</li> </ul>
24	<p><b>環境関係の計画等の一体的策定</b> (国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律、水質汚濁防止法、食品ロスの削減の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号8)</p>	<p>島根県 (消費者庁、文部科学省、環境省)</p>	<p>測定計画、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針、地域計画及び食品ロス削減推進計画については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
25	<p>地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止 (道路運送車両法)</p> <p>(管理番号58)</p>	<p>香川県、徳島県、愛媛県、高知県 (国土交通省)</p>	<p>「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間（5年間）の更新時に限ることとする。</li> <li>普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。</li> </ul>
26	<p>公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化 (公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について)</p> <p>(管理番号72・269)</p>	<p>広島市／神戸市 (総務省)</p>	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>
27	<p>都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長 (老人福祉法、介護保険法)</p> <p>(管理番号102)</p>	<p>新潟県、群馬県 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険事業計画については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
28	<p><b>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画の整理</b>  (有機農業の推進に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)  (管理番号103)</p>	新潟県 (農林水産省)	<p>環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を有機農業の推進に関する施策についての計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。</p>
29	<p><b>土地利用基本計画の策定義務の廃止等</b>  (国土利用計画法)  (管理番号130・179)</p>	広島県、全国知事会／千葉県、長野県、高知県 (国土交通省)	<p>土地利用基本計画については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。</li> <li>・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</li> </ul>
30	<p><b>日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止</b>  (日本語教育の推進に関する法律)  (管理番号131)</p>	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会 (外務省、文部科学省)	<p>日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
31	<p><b>I 都道府県障害（児）福祉計画について策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること</b>            （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法）            （管理番号133・134）</p> <p><b>II 障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等</b>            （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法）            &lt;R3年フォローアップ案件&gt;            （管理番号41・157・198）</p>	<p>広島県、広島市、全国知事会／神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市            （内閣府、厚生労働省）</p>	<p>（Iについて）  <b>【厚生労働省】</b>            障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障害者計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>（IIについて）  <b>【内閣府】</b>            国が策定する障害者基本計画については、第71回障害者政策委員会（令和4年10月5日開催）において議論を行った結果、政策課題への迅速な対応が必要であること等から、計画期間を5年間で据え置くこととする一方、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である旨を、地方公共団体へ通知する。</p> <p><b>【厚生労働省】</b>            障害福祉計画及び障害児福祉計画については、以下のとおりとする。            ・計画期間について、令和4年1月に障害（児）福祉計画の期間に関する地方公共団体向けのアンケートを実施し、その結果も踏まえて、令和4年6月に開催した第132回社会保障審議会障害者部会において、「…計画の期間は、アンケート結果も踏まえて3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしてはどうか」等の論点を提示したところ。引き続き検討を行い、令和4年中に結論を得る。            ・記載内容について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針の策定の際に、簡素化する方向で検討中。引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得る。            ・基本指針の改正は、令和4年度中に行い、地方公共団体に送付する。「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&amp;A」は、円滑な計画作成に資するよう、地方公共団体の計画策定状況を踏まえて令和5年度の早期に地方公共団体へ送付する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
32	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画について他の上位計画等の策定により代替可能とすること (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律) (管理番号135)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、全国知事会 (農林水産省)</p>	<p>都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
33	<p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画について上位計画と代替可能とすること並びに記載内容及び策定手続の簡素化 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律) (管理番号136・167)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、全国知事会／兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (農林水産省)</p>	<p>都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、次期の当該計画の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同要領に定める当該計画の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。</li> <li>・当該計画は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</li> </ul>



	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
34	<p><b>地方スポーツ推進計画の廃止</b> (スポーツ基本法)</p> <p>(管理番号137)</p>	<p>広島県、全国知事会 (文部科学省)</p>	<p>地方スポーツ推進計画については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方スポーツ推進計画の策定等について」(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>
35	<p><b>瀬戸内海指定物質削減指導方針及び瀬戸内海環境保全府県計画について、他計画との一体的策定を可能とすること</b> (瀬戸内海環境保全特別措置法)</p> <p>(管理番号138・139)</p>	<p>広島県、愛媛県、全国知事会 (環境省)</p>	<p>瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画及び指定物質削減指導方針については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体化して策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
36	<p><b>市町村気候変動適応計画の廃止及び地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減</b> (地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法)</p> <p>(管理番号140・252)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会／神戸市 (環境省)</p>	<p>地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。</li> <li>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>
37	<p><b>新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化</b> (新型インフルエンザ等対策特別措置法)</p> <p>(管理番号141)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 (内閣官房)</p>	<p>都道府県行動計画及び市町村行動計画（以下「計画」という。）の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の事項を地方公共団体に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の変更について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。</li> <li>・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。</li> <li>・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。</li> </ul>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
38	<p><b>地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止</b> (地域再生法、まち・ひと・しごと創生法)</p> <p>(管理番号165)</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合 (内閣府)</p>	<p>地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
39	<p><b>都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略</b> (食品衛生法)</p> <p>(管理番号173・258)</p>	<p>京都市／神戸市 (消費者庁、厚生労働省)</p>	<p>都道府県等食品衛生監視指導計画（以下この事項において「監視指導計画」という。）については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担の軽減のため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。</li> <li>・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（以下この事項において「指針」という。）において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。</li> <li>・都道府県等から国への監視指導計画の報告は電子メールを原則とすること、監視指導計画策定時の住民等からの意見聴取方法を都道府県等の判断で柔軟に運用できることを明確化するとともに、効率的な監視指導計画策定に資する取組事例を収集し、都道府県等に通知する。</li> </ul>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
40	<p>公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化 (地方独立行政法人法) (管理番号185)</p>	<p>山形県、宮城県 (総務省)</p>	<p>公立大学法人の年度計画の作成及び年度評価については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。</p>
41	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準の強化・緩和に係る市町村賃貸住宅供給促進計画の廃止 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律) (管理番号194)</p>	<p>指定都市市長会 (国土交通省)</p>	<p>市町村賃貸住宅供給促進計画については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。</p>
42	<p>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の廃止 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) (管理番号195)</p>	<p>指定都市市長会 (厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>高齢者居住安定確保計画については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
43	<p><b>空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の廃止又は空き家対策総合実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法)</p> <p>(管理番号198)</p>	<p>指定都市市長会 (国土交通省)</p>	<p>空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画と記載内容が重複する箇所は記載を不要とする。</li> <li>・空家等対策計画の記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととする。</li> </ul> <p>その他、協議会等との連携の在り方については、市区町村の判断で地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を周知する。</p>
44	<p><b>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等</b> (農業委員会等に関する法律)</p> <p>(管理番号199)</p>	<p>指定都市市長会 (農林水産省)</p>	<p>農業委員会による最適化活動については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>
45	<p><b>農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減</b> (農地中間管理事業の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号202)</p>	<p>岐阜県、高知県 (農林水産省)</p>	<p>農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
46	<p><b>工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和</b>  (都市計画法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律)</p> <p>(管理番号220・221)</p>	群馬県 (国土交通省)	<p>①工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p> <p>②工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p> <p>③造成工場敷地の譲受人の資格については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
47	<p><b>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し</b>  (豪雪地帯対策特別措置法)</p> <p>(管理番号239)</p>	長野県 (国土交通省)	<p>「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
48	<p><b>子ども読書活動推進計画について上位計画への統合を可能とすること</b>  (子どもの読書活動の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号240)</p>	長野県、愛知県 (文部科学省)	<p>子ども読書活動推進計画の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
49	<p><b>一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化</b> (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (管理番号253)</p>	<p>神戸市 (環境省)</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長））については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。</p>
50	<p><b>I 分別収集計画の廃止等</b> (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) (管理番号254)</p> <p><b>II 都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止</b> (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) &lt;R3年フォローアップ案件&gt; (管理番号65)</p>	<p>神戸市／岐阜県 (環境省)</p>	<p>(Iについて) 市町村分別収集計画については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。</p> <p>(IIについて) 令和4年中に結論を得る。</p>
51	<p><b>循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化</b> (循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (管理番号255)</p>	<p>神戸市 (環境省)</p>	<p>市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
52	市町村における交通安全計画の廃止 (交通安全対策基本法) (管理番号256)	神戸市 (内閣府)	市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。
53	市町村食育推進計画の策定状況報告の簡素化 (食育基本法) (管理番号257)	神戸市 (農林水産省)	市町村食育推進計画等に関する調査については、市区町村の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市区町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。
54	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化 (結核対策特別促進事業実施要綱) (管理番号259)	神戸市 (厚生労働省)	結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担(補助)金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することを検討し、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと (建築物の耐震改修の促進に関する法律) (管理番号260)	神戸市 (国土交通省)	社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市区町村の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市区町村に令和4年度中に通知する。



	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
56	<p><b>マンション管理適正化推進計画の廃止</b>  (マンションの管理の適正化の推進に関する法律)  (管理番号261)</p>	<p>神戸市  (国土交通省)</p>	<p>マンション管理適正化推進計画（以下この事項において「推進計画」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」（令4国土交通省住宅局参事官）を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。</li> <li>・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法上の申請に対する処分の審査基準に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</li> </ul>
57	<p><b>中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置付けを不要とすること</b>  (地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について)  (管理番号262)</p>	<p>神戸市  (総務省)</p>	<p>都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和4年度中に削除する。</p>
58	<p><b>立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合し、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること</b>  (都市計画法、都市再生特別措置法)  (管理番号264)</p>	<p>神戸市  (国土交通省)</p>	<p>立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略については、市町村の都市計画に関する基本的な方針と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」を改訂する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
59	<p>地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について立地適正化計画における防災指針とみなすこと (都市再生特別措置法)</p> <p>(管理番号265)</p>	<p>神戸市 (国土交通省)</p>	<p>立地適正化計画に記載する防災指針については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」を改訂する。</p>
60	<p>文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化 (文化財保護法)</p> <p>(管理番号266)</p>	<p>神戸市 (文部科学省)</p>	<p>文化財保存活用地域計画については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p>
61	<p>所有者不明土地対策計画について他の計画との一体的策定を可能とすること (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)</p> <p>(管理番号267)</p>	<p>神戸市 (国土交通省)</p>	<p>所有者不明土地対策計画について、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
62	<p><b>市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと</b>  (学校教育の情報化の推進に関する法律、教育基本法)  (管理番号268)</p>	<p>神戸市  (文部科学省)</p>	<p>学校教育情報化推進計画（以下この事項において「推進計画」という。）については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。</p>
63	<p><b>国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止</b>  (公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)  (管理番号270)</p>	<p>神戸市  (総務省、文部科学省)</p>	<p>①公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>②学校施設環境改善交付金については、個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を本計画によらずとも確認できる場合には、同交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
64	<p><b>都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し</b>  (健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律)  (管理番号275)</p>	<p>愛知県  (厚生労働省)</p>	<p>国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
65	<p>交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)  (管理番号279)</p>	<p>愛知県 (文部科学省)</p>	<p>①施設整備計画に関しては、必須とされている記載項目の一部について、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p> <p>②建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
66	<p>DV防止法に基づく都道府県基本計画について都道府県男女共同参画計画と一体的に策定可能とすること (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、男女共同参画社会基本法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)  (管理番号281)</p>	<p>群馬県、全国知事会 (厚生労働省)</p>	<p>都道府県及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
67	<p><b>医療計画と関係計画との統廃合等</b>  (がん対策基本法、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法)</p> <p>(管理番号282・283)</p>	<p>全国知事会、群馬県/  全国知事会、三重県  (厚生労働省)</p>	<p>都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画については、医療計画等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
68	<p><b>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止</b>  (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)</p> <p>&lt;R3年フォローアップ案件&gt;</p> <p>(管理番号128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合  (厚生労働省)</p>	<p>都道府県献血推進計画については、令和4年度薬事・食品衛生審議会血液事業部会献血推進調査会において、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等を検討するに当たり、都道府県の担当者からの報告及びそれを踏まえた質疑応答等を実施した。引き続き同調査会において検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。</p> <p>また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知した。</p>